自動車運転者時間管理等指導員をご活用ください

～事業主・労務管理のご担当者さまへ～

・労働時間、賃金に関する定めなど、
　　労働基準法について知りたい。
・拘束時間、休息期間、運転時間に関する定めなど、
　　自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）
　　について知りたい。
・最低賃金法について知りたい。
・労働安全衛生法について知りたい。
・交通労働災害防止のためのガイドラインについて知りたい。

このような疑問点やお悩みについて、自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）が、法令内容等の説明を無料で行い、自主的な改善のお手伝いをさせていただきます。

指導員への相談を希望される方は、個別相談申込書をＦＡＸまたは郵送でお送りください。また、ご不明な点等がございましたら、下の連絡先までお問合せ下さい。

【問い合わせ先】群馬労働局労働基準部監督課
〒371-8567　　担当（七尾、河田、雲越）
前橋市大渡町１－１０－７　群馬県公社総合ビル８Ｆ
TEL　027-210-5003　FAX　027-210-5516

指導員個別相談申込書

群馬労働局　監督課　宛

会社名　　（ご担当者名：　　）　業種

所在地　　委託社会保険労務士の有無　　有・無

電話番号

ご相談内容：労働基準法・改善基準告示・最低賃金法・労働安全衛生法・ガイドライン・その他（　　）
※ご相談内容に〇を付けて下さい。

FAX：０２７－２１０－５５１６

※申込書受付後にご担当者様宛に、担当よりご連絡致します。

※尚、本申込みの際にお知らせいただいた企業情報ならびに個人情報は、本申込に関わる事務のみに使用し、当該事業所ならびに当該個人の許可なく目的外に使用、提供しません。